

平成 28 年 9 月 1 日
三重県県土整備部建設業課

経営事項審査における「登録解体工事試験」と「登録基礎ぐい工事試験」の合格者の取扱いについて

平成 28 年 8 月 1 日から「登録解体工事試験」及び「登録基礎ぐい工事試験」の合格者が経営事項審査の技術職員として評価されることとなったため、申請にあたっては以下の点にご留意ください。

1 「登録解体工事試験」及び「登録基礎ぐい工事試験」について

「登録解体工事試験」の実施機関は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会です。なお、この試験の合格者には当該機関が行った平成 17 年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成 27 年度までの解体工事施工技士試験の合格者を含みます。

「登録基礎ぐい工事試験」の実施機関は、一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会です。なお、この試験の合格者には当該機関が行った平成 27 年度の基礎施工士検定試験の合格者を含みます。

2 加点される点数について

「登録解体工事試験」の合格者ならば解体工事業に 2 点が、「登録基礎ぐい工事試験」の合格者ならばとび・土工工事業に 2 点が加点されます（平成 28 年 9 月版経営事項審査の手引き p77 のコード 060 と 040 のことです）。

3 申請方法について

平成 28 年 9 月以降に経審を受けようとする者で、これらの合格者を評価対象とする場合は、必ず技術職員名簿に記載のうえ、審査を受けてください。

平成 28 年 8 月以前に経審を受けた者のうち、これらの合格者が在籍し、技術職員名簿に追加・変更することで受審した業種に加点可能な場合は、平成 28 年 11 月 28 日までの間に限り、同一審査基準日での再審査を受けることができます（希望者のみ。手続きは次の 4 以降をご覧ください）。

4 再審査について

(1) 再審査の対象となる経審結果

再審査申立時において有効期限（審査基準日から 1 年 7 月）内にある経審結果（次の 5 において前回経審といいます）に関して再審査を申し立てることができます。

(2) 再審査の申し立ての期限

平成28年11月28日まで

(3) 書類の提出場所

次の5の書類を主たる営業所所在地を管轄する建設事務所へ提出してください。

(4) 提出部数 **2部(正・副)** 副本は受付後控えとして返却します。

(5) 手数料 **無料**

(6) 結果通知 再審査の書類提出のあった月の翌月下旬に建設業課から送付します。

5 再審査の提出書類

(1) 申立書

No.	提出書類	摘要
1	経営事項審査再審査申立書 (経営規模等評価再審査申立書・総合 評定値請求書)	申立書、別紙一、別紙二、別紙三 ※通常の経審申請書と同じ様式です。 ※「登録解体工事試験」又は「登録基礎 ぐい工事試験」に合格した技術者に 関する箇所を除いて、前回経審の内容 を変更することはできません。

(2) 添付書類

No.	提出書類	摘要
1	「登録解体工事試験」又は「登録基礎 ぐい工事試験」の合格証明書の写し	
2	(技術職員を追加記載する場合のみそ の技術職員に関する) ・源泉徴収簿及び賃金台帳の写し ・標準報酬月額決定通知書の写し ・雇用保険被保険者資格取得等確認通 知書又は被保険者証の写し	詳細は経営事項審査の手引き p8 をご 覧ください。
3	前回経審の結果通知書の写し	
4	前回経営の申請書(申請者控え)の写 し	申請書及び別紙一、別紙二、別紙三
5	前回の経営状況分析結果通知書の写し	

事務担当

県土整備部建設業課建設業班

TEL 059-224-2660

FAX 059-224-3290